

○津軽広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(平成12年12月26日条例第8号)

改正 令和元年11月22日条例第2号
令和5年2月15日条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき職員の懲戒の手續及び効果について必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(戒告)

第3条 戒告は、その責任を確認し、及びその将来を戒めるものとする。

(減給効果)

第4条 減給は、1日以上6か月以下の期間、その発令の日に受ける基本給月額（報酬にあつては、月額に相当する額。以下この条において同じ。）の10分の1以下の額を減ずるものとする。

この場合において、その減ずる額が現に受ける基本給の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第5条 停職の期間は、1日以上6か月以下とする。

2 停職者は、職員としての職を保有するが、その職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中給与を受けることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月22日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条中津軽広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第4条の改正規定（「6月」を「6か月」に改める部分に限る。）及び第5条第1項の改正規定、第5条中津軽広域連合職員の育児休業等に関する条例第2条の2、第17条及び第18条の改正規定、第7条中津軽広域連合の職員の給与に関する条例第8条、第9条第1項及び第3項から第5項まで、第10条並びに第12条の改正規定並びに同条に1項を加える改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 会計年度任用職員の選任等のために必要な行為は、この条例の施行の日（前項ただし書の規定による施行の日を除く。）前においても行うことができる。

(津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

3 津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年津軽広域連合条例第

11 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第 17 条第 3 項中「第 12 条」を「第 12 条第 1 項」に改める。

第 17 条の 2 第 3 項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間あたりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額」を「給与条例第 12 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額」に改める。

附 則 (令和 5 年 2 月 15 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。